

千葉県告示第347号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年4月17日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年4月17日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
小倉町10号線	若葉区小倉町1727番6から 若葉区小倉町1699番14まで	前	4.49 ～4.54	47.7
		後	5.00 ～5.00	